

福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金の取扱いについて

平成5年6月14日付蔵銀第1091号銀行局長通達
平成6年2月18日 蔵銀第 277号一部改正
平成7年2月17日 蔵銀第 246号一部改正
平成8年2月22日 蔵銀第 245号一部改正
平成9年2月19日 蔵銀第 218号一部改正
平成10年2月19日 蔵銀第 382号一部改正

今般、平成5年6月14日付大蔵省告示第130号により「臨時金利調整法に基づく金融機関の金利の最高限度に関する件の適用について定めた件」（平成4年大蔵省告示第157号）が廃止されたことに伴い、平成4年8月10日付蔵銀第1501号をもって通達した「福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金の取扱いについて」を廃止し、改めて本通達を定め、標記のことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴傘下金融機関に周知方お取り計らい願いたい。

なお、平成4年8月10日付蔵銀第1501号の通達により既に届出済の金融機関は、新たな当局への届出は要しないこととしたので、併せて、周知方よろしく取り計らわれたい。

記

1. 対象預金者

別紙に掲げる年金又は手当の支給を受けている者

2. 取扱期間

平成4年8月17日から平成11年2月28日まで。

3. 預入限度

預入対象者1人につき300万円の範囲内。

4. 対象預金の種類

預入期間 1 年の定期預金又は定期貯金（以下「1年物定期預貯金」という。）

5. 適用利率

利率は、年 4.15% とする。

なお、この利率は、取扱期間中に対象預金者から新たに預入される 1 年物定期預貯金について、その期間満了まで適用する。

6. 取扱店舗及び確認手続

(1) 取扱店舗

この 1 年物定期預貯金を取り扱う金融機関店舗は、対象預金者 1 人について 1 店舗（郵便局を含む。）に限る。ただし、特に必要がある場合は、同一金融機関内に限り取扱店舗の変更を認めることとするが、この変更を行った場合には、後記(2)イ②の金融機関店舗名の表示を変更後の店舗に改める。

(2) 確認手続

ア. 金融機関は、当該 1 年物定期預貯金の預入の申込みがあったときには、国民年金証書等の提示を求め、この預金の預入の対象となる年金等の受給者であることを確認の上、受け入れるものとする。

ただし、国民年金証書等が、現況の届出等のため、地方公共団体に提出中である場合には、証書に代えて発行された保管証等による預入を認めることとする。

イ. アにより預入を受けた金融機関は、呈示された国民年金証書又は保管証等に、①預入済である旨を示す略号、②金融機関店舗名、③初回預入年月日を表示する。

ウ. アのただし書きにより預入を受けた金融機関は、保管証等による預入の旨を預金証書（通帳を含む。）に表示し年金証書等が地方公共団体から受給者に返還された後可及的速やかに当該証書等の呈示を求めてイの表示を行う。

エ. この 1 年物定期預貯金の全額について期限前払戻しを行った金融機関は、イの表示を抹消する。

7. 店頭掲示及び所管行政庁への届出

(1) 店頭掲示

福祉年金等の受給者に対する特別の 1 年物定期預貯金を取り扱う金融機関は、記 1 から 5 に係る事項のほか、記 6 の(1)に関する事項を店頭に掲示する。

ただし、1年物定期預貯金の利率が4.15%以上になった場合には、店頭の掲示は行わなくても差し支えない。

(2) 所管行政庁への届出

上記の金融機関は、原則としてこの1年物定期預貯金の取扱開始日までに、その内容を所管行政庁へ届け出るものとする。

なお、「所管行政庁」とは、平成4年4月1日付蔵銀第521号銀行局長通達（「預金、定期積金の取扱いについて」）の別紙によるものとする。

8. 受入実績の報告

(1) 報告書の様式

別紙様式による。

(2) 報告書の作成時点

平成4年9月、12月、平成5年3月、6月、9月、12月の各月末、平成6年2月28日、平成6年3月、6月、9月、12月の各月末、平成7年3月、6月、9月、12月の各月末、平成8年3月、6月、9月、12月の各月末、平成9年3月、6月、9月、12月の各月末、平成10年3月、6月、9月、12月の各月末及び平成11年2月28日現在とする。

(3) 報告書の提出

① 金融機関は、上記により作成した報告書をそれぞれ翌月15日までに上記7(2)の所管行政庁へ提出する。

② 金融機関は、①の報告と同時に、その写しを所属の金融団体に送付する。

金融団体は、上記報告書を集計し、それぞれ翌月25日までに銀行局総務課長へ報告する。

(別紙)

1. 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条から第30条の4までに規定する障害基礎年金（国民年金法等の1部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）付則第25条の規定により支給される障害基礎年金を含む。）
2. 国民年金法第37条に規定する遺族基礎年金（国民年金法等改正法付則第28条の規定により支給される遺族基礎年金を含む。）
3. 国民年金等改正法付則第32条の規定により支給される同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金
4. 厚生年金保険法等の1部を改正する法律（昭和48年法律第92号）付則第21条に規定する老齢特別給付金
5. 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当
6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当又は同法第26条の2に規定する特別障害者手当
7. 国民年金等改正法付則第97条の規定により支給される同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条に規定する福祉手当
8. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第24条に規定する医療特別手当、同法第25条に規定する特別手当、同法第27条に規定する健康管理手当、同法第28条に規定する保健手当及び同法付則第11条に規定する旧原爆特別措置法第2条、第3条、第5条、第5条の2に規定する医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当

9. 国民年金等改正法付則第78条の規定により支給される国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条に規定する障害年金、同法第58条に規定する遺族年金、同法第68条の3に規定する通算遺族年金若しくは同法付則第28条の4に規定する特例遺族年金又は同法付則第16条に規定する同法による改正前の厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）第44条に規定する遺族年金の例による保険給付若しくは同法第47条の2に規定する寡婦年金、鰥父年金若しくは遺児年金の例による保険給付

10. 国民年金等改正法付則第87条の規定により支給される国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）第40条に規定する障害年金、同法第50条に規定する遺族年金若しくは同法第50条の8の2に規定する通算遺族年金若しくは国民年金等改正法付則第111条の規定による改正前の厚生年金保険法等の1部を改正する法律（昭和51年法律第63号）付則第18条に規定する特例遺族年金、船員保険法の1部を改正する法律（昭和29年法律第116号）付則第7条の規定により支給される同法による改正前の船員保険法第49条の2に規定する寡婦年金、鰥父年金若しくは遺児年金の例による保険給付若しくは同法第50条に規定する遺族年金の例による保険給付又は船員保険法の1部を改正する法律（昭和37年法律第58号）付則第3項の規定により支給される同法による改正前の船員保険法第49条の2に規定する寡婦年金、鰥父年金若しくは遺児年金若しくは同法第50条に規定する遺族年金

11. 国家公務員等共済組合法等の1部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下の号及び第13号において「国家公務員共済改正法」という。）付則第3条の規定により支給される国家公務員共済改正法による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。次号及び第13号において「旧国家公務員等共済組合法」という。）第81条に規定する障害年金、同法第88条若しくは付則第13条の18に規定する遺族年金若しくは同法第92条の3に規定する通算遺族年金、国家公務員共済改正法による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第21条に規定する障害年金若しくは同法第29条若しくは第47条に規定する遺族年金若しくは国家公務員共済改正法による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の1部を改正す

る法律（昭和58年法律第82号）付則第21条に規定する障害年金、同法付則第22条に規定する遺族年金若しくは同法付則第23条に規定する通算遺族年金又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第3条の規定により支給される同法第2条に規定する旧法第42条に規定する障害年金若しくは同法第46条に規定する遺族年金

12. 地方公務員等共済組合法等の1部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下この号において「地方公務員共済改正法」という。）付則第3条の規定により支給される地方公務員共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第86条に規定する障害年金、同法第93条若しくは付則第28条の8に規定する遺族年金若しくは同法第98条に規定する通算遺族年金若しくは地方公務員共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第26条に規定する障害年金若しくは同法第36条、第81条、第102条若しくは第108条に規定する遺族年金、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条の規定により支給される旧国家公務員等共済組合法第81条に規定する障害年金若しくは同法第88条に規定する遺族年金、同法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号）第42条に規定する障害年金若しくは同法第46条に規定する遺族年金若しくは地方公務員共済組合法等の1部を改正する法律（昭和39年法律第152号）による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和29年法律第204号）第44条に規定する障害年金若しくは同法第48条に規定する遺族年金又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条の2の規定により支給される通算遺族年金

13. 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定により国家公務員共済改正法付則第3条の規定の例によって支給される私立学校教職員共済組合法等の1部を改正する法律（昭和60年法律第106号）による改正前の私立学校教職員共済組合法第25条第1項において準用する旧国家公務員等共済組合法第81条に規定する障害年金、同法第88条に規定する遺族年金若しくは同法第92条の3に規定する通算遺族年金又は私立学校教職員共済組合法等の1部を改正する法律（昭和36年法律第140号）付則第5項の規定により支給される同法による改正前の私立学校教職員共済組合法第25条の7において準用する国家公務員共済組合法第42条に規定する障害

年金若しくは同法第46条に規定する遺族年金

14. 農林漁業団体職員共済組合法の1部を改正する法律（昭和60年法律第107号。以下この号において「昭和60年農林共済改正法」という。）付則第5条の規定により支給される昭和60年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第39条に規定する障害年金、同法第46条に規定する遺族年金若しくは同法第49条の3に規定する通算遺族年金若しくは昭和60年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の1部を改正する法律（昭和39年法律第112号。以下この号において「昭和39年農林共済改正法」という。）付則第12条に規定する障害年金又は昭和39年農林共済改正法付則第5条の規定により支給される同法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第39条に規定する障害年金若しくは同法第46条に規定する遺族年金

（別紙様式）

福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金の受入状況
(平成 年 月 日)

（金融機関名）

（単位：人、口、千円）

	預金者数 (A)	預金口数 (B)	金額 (C)	C/A	C/B
前回報告時 (年月末) 残高					
増減 (△)					
今回報告時 残 高					